

**土木工事施工管理基準
改訂概要**

出来形管理基準及び規格値の改定概要

千葉県では、国の平成17年版改定に伴い、平成18年版として土木工事施工管理基準を改訂する。

主な改定事項

【記載方法の見直し】

(国の場合) 準用している項目の統合

各編に記載していた同種の管理基準を削除し、共通編にのみ記載
また、各編の目次に管理基準の準用先を記述

(県の場合) 国と同様、準用している項目の統合

【基準の改定】

(国の場合) 平成17年版土木工事共通仕様書との整合

平成17年度版土木工事共通仕様書の構成変更により、章節条項を整理して工種名等の整合を図った。

各業団体からの意見の反映

出来形管理基準の内容に関して各業団体へ施工実態を踏まえた意見照会を行い、改正の必要がある意見について検討を行い、改訂案に反映させた。

関係技術基準および通知文書との整合

関係技術基準および参考図書の整理を行い、改正が行われた技術基準については、関連箇所を抽出し改訂を行った。

- ・道路橋示方書(平成14年3月)
- ・舗装施工便覧(平成13年12月)
- ・コンクリート標準示方書[構造性能照査編](平成14年3月)
- ・道路橋支承便覧(平成16年4月)
- ・落橋防止装置工の設計・施工・監督・検査等について(H15.11.14通知)

新規工種に関する管理基準の追加

平成17年度版土木工事共通仕様書の構成変更により新規追加となった工種に対して、追加した。

- ・軽量盛土工
- ・透水性舗装工
- ・落橋防止装置工
- ・光ケーブル配管工
- ・浚渫工(バックホウ浚渫船)
- ・情報ボックス工

誤記・脱字等の修正

(県の場合) ~ 国を準用。

[管理基準]

(県の場合) 国の17年版土木工事施工管理基準(測定基準)は、工事規模が大きいため測定基準の幅、延長等大きい数字になっているが、千葉県の(測定基準)は、実情に合わせた数字としている。

品質管理基準の改定について

千葉県では、国の平成17年版改定に伴い、平成18年版として
土木工事施工管理基準を改定する。

主な改定事項

(国の場合) 改定概要

セメントの物理試験およびポルトランドセメントの化学分析の規格値に「エコセメント」を追加
JIS R 5214 エコセメントの制定による

単位水量の測定に関する運用を追加

H15.10.2 通達「レディーミクストコンクリートの品質管理について」の運用による
コンクリートの圧縮強度試験に具体のテストピース本数を追加
「現場吹付法枠工」「覆工コンクリート」等との整合を図る。

路盤、アスファルト舗装について下記を小規模工事として取り扱い、土木工事施工管理基準との整合化

1) 路盤：施工面積が1000m²を超えるもの

2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの

アスファルト量抽出粒度分析試験

アスファルト量：+0.9%以内 ±0.9%以内（便覧転記ミス）

再生アスファルト量：+1.2%以内 ±1.2%以内（便覧転記ミス）

現場密度の測定・路床の試験基準 1000m³以下の測定回数の矛盾を修正。

500m³につき1回の割合で行う。但し、500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。

500m³につき1回の割合で行う。但し、1500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。

現場密度の測定・TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理手法および規格値を追加

平成15.10.2 事務連絡「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）について」の運用による

工種28「排水性舗装工」 「排水性舗装工・透水性舗装工」へ修正

・共通仕様書の改定に伴う追加

・現場透水試験および現場密度試験の歩道箇所の規格値を追加

工種33「工場製作工（鋼橋用鋼材）」および規格値の追加

H8.9.1 通達「鋼橋用鋼材（厚鋼板）の立会の簡素化について」の運用による

(県の場合)の概要 上記、国を準用。

[管理基準]

(県の場合) 国の17年版土木工事施工管理基準（品質管理基準）は、工事規模が大きいため試験基準の施工面積、使用量等大きい数字になっているが、千葉県の（試験基準）は、実情に合わせた数字としている。

写真管理基準の改定について

千葉県では、国の平成17年版改定に伴い、平成18年版として土木工事施工管理基準を改定する。

主な改定事項

(国の場合)

<改定のポイント>

施工状況等

- ・施工状況等写真管理基準独自の基準の改訂は行なわない。

出来形管理基準

- ・出来形管理基準にあつて写真管理基準にない工種については、必要に応じ類似工種で写真管理基準を作成する。
- ・今回の出来形管理基準の改訂に伴つて、出来形管理基準同様に各編の目次に準用先を記述する。

品質管理基準

- ・今回品質管理基準の改訂に伴う写真管理基準の改訂は、写真管理項目を大きく変更する項目がないため行なわない。

(県の場合) ~ 国を準用。

[管理基準]

(県の場合)

1. 国の17年版土木工事施工管理基準(写真撮影箇所一覧表の撮影頻度欄)は、工事規模が大きいため撮影頻度が大きい数字になっているが、千葉県の(測定基準)は、実情に合わせた数字としている。
2. 今回、提出頻度を追加している。

土木工事施工管理基準

昭和52年 9月1日	初版発行
昭和59年10月1日	改訂版発行
昭和63年 6月1日	改訂版発行
平成 4年 7月1日	改訂版発行
平成 7年 4月1日	改訂版発行
平成 9年 9月1日	改訂版発行
平成13年11月1日	改訂版発行
平成17年 6月1日	改訂版発行
平成18年 7月1日	改訂版 電子データ化

千葉県県土整備部技術管理課

TEL.043-223-3273

FAX.043-227-1075